

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 大谷本郷さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	上尾市大字中新井字前五四一番八地先 から同市大字堤崎字前谷四八四番一〇	区 間
六・八四〇一七・〇一	五・七五〇七・六六	敷地の幅員 (メートル)
	一六六・八八	延長 (メートル)
による。	上尾道路沿道中新井・堤崎土地区画整理事業	備 考